

市有財産への飲料自動販売機 設置事業者募集要領

(この入札に参加するためには事前の申込が必要です)

令和6年12月実施

横浜市こども青少年局

入札物件（飲料自動販売機設置場所貸付物件）一覧表

■貸付期間 令和7年2月1日～令和12年1月31日（5年間）

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m ²)	最低貸付料 (円/税抜)
06-17-001	横浜市港南区丸山台一丁目 9番10号 (南部児童相談所3階 受付前)	建物内 1台	0.98 m ²	37,200円

※ 南部児童相談所は、港南区に新築された庁舎へ令和6年7月16日に移転しました。

今回の物件は、移転後の新規設置となります。

※ 消費税納税事業者の場合には、建物内の貸付料には消費税額が加算されます。

入札方式による貸付の流れ（概要）

入札参加申込書等の提出	令和6年10月25日（金）～令和6年11月14日（木） 午前8時45分～午後5時【南部児童相談所 庶務担当へ持参】（正午から午後1時を除く）
入札・開札・設置事業者の決定	令和6年12月3日（火） 午前11時から 場所：横浜市南部児童相談所 4階 会議室2
公有財産賃貸借契約書の締結	令和6年12月中旬
自動販売機の設置準備	<ul style="list-style-type: none"> ・電気メーターの設置 ・飲料自動販売機手配 等
自動販売機の設置施工 貸付の開始	令和7年2月1日に新規貸付者による設置施工、販売開始となります。

市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領

1 入札物件

入札物件、最低貸付料は、「入札物件一覧」（表紙裏等）のとおりです。
なお、本市の都合により入札を延期し、中止し、又は取り消す場合があります。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加及び指名停止の措置を受けていない者であること。または、横浜市一般競争入札及び指名競争入札に参加する資格を有する者以外で、横浜市指名停止等措置要綱別表第 1 から別表第 3 までの各号に掲げる措置要件及び当該各号に定める期間に該当する者でないこと。
- (3) 国税及び横浜市税の滞納がないこと。
- (4) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者募集要領記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、「借受人自らが貸付物件（入札物件）に飲料（酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）による酒類又はその類似品を除く。以下同じ）等を販売する自動販売機及び飲料容器等の回収容器等を設置し、貸付期間中継続して、営業・運営する事業」（以下「飲料自動販売機設置運営事業」という。）を行う資力、能力等を有する者であること。
- (5) 令和 5 年度及び令和 6 年度において、飲料自動販売機設置運営事業の実績を有していること。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。
- (7) 市有財産への飲料自動販売機設置事業者入札に参加し、落札決定後、正当な理由なく契約を締結しなかった者でないこと。
- (8) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 51 号）で規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等、暴力団員と密接な関係を有すると認められる者又は神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条に違反した者でないこと。

3 契約にあたっての主な条件

(1) 貸付契約の内容

本貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定により、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約（屋外設置の場合には、第 25 条の規定に基づく借地契約）です。

(2) 貸付期間

令和 7 年 2 月 1 日から令和 12 年 1 月 31 日まで

(3) 貸付物件の用途指定

飲料自動販売機設置運営事業の用途に供さなければなりません。

(4) 禁止事項

次に掲げる行為はできません。判明した場合には、違反事項として契約解除の事由となります。

ア 飲料自動販売機設置運営事業以外の用途で使用すること。

イ 貸付物件に建物を建設又は工作物を設置すること。

ウ 貸付物件を第三者に転貸すること。また、本件賃貸借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

エ 貸付物件に設置した自動販売機において酒類又はその類似品を販売すること。

(5) 売上報告書の提出

貸付物件に係る自動販売機の売上状況は、1 か月ごとに取りまとめ、翌月の 15 日まで

に、売上報告書を提出しなければなりません。

(6) 実地調査等への協力義務

前記(3)及び(4)の履行状況を確認するため、横浜市が利用状況等についての実地調査を行うとき、又は関係資料の提出を求めたときには、借受人は横浜市に協力しなければなりません。

(7) 違約金の支払義務

前記(3)から(5)の条件に違反した場合には、契約金額(貸付料総額)の100分の30に相当する額を違約金として横浜市に支払わなければなりません。

(8) 貸付物件の引渡し等

貸付物件は現況で引き渡しますので、飲料自動販売機設置運営事業に必要な費用は借受人が負担するとともに、契約期間終了後は、横浜市の承諾がある場合を除き、原状に回復して返還しなければなりません。

4 入札の参加申込

(1) 入札参加申込書等の提出

- ア 提出期間 令和6年10月25日(金)から11月14日(木)まで
受付時間 午前8時45分から午後5時まで
(正午から午後1時を除く)
- イ 提出場所 横浜市港南区丸山台一丁目9番10号
横浜市南部児童相談所 庶務担当(横浜市南部児童相談所3階受付)
- ウ 提出方法 持参 ※電話、郵送による受付は行いません。直接来庁してお申し込みください。

(2) 申込に必要な書類

ア 申込者が法人の場合※証明書は、申し込み前3か月以内に発行されたもの

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (ロ) 代表者の印鑑証明書
- (エ) 国税の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出。発行後、3か月以内のもの。)
- (オ) 市税の納税証明書
- ①法人市民税(申込時点において終了している事業年度のうち直近2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。令和4年度及び5年度の2年度分)
- (カ) 財務諸表の写し(直前2年間分)
- (キ) 飲料自動販売機設置運営事業実績(設置台数、売上高等 ※書式自由)
- (過去2年度分(令和4年4月1日から令和6年3月31日まで)官公庁を含む設置実績及び売上実績等)
- (ク) 設置を希望する自動販売機のカタログ
- (ケ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

イ 申込者が個人の場合※証明書は、申し込み前3か月以内に発行されたもの

- (ア) 入札参加申込書
- (イ) 印鑑登録証明書
- (ロ) 国税の納税証明書(その3の2「申告所得税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税額のない証明用)を提出。発行後、3か月以内のもの)
- (エ) 市税の納税証明書
- ①個人市民税(令和4年度及び5年度の2年度分)
- ②固定資産税(償却資産分を含む。令和4年度及び5年度の2年度分)
- (オ) 破産者でないことの証明書
- (カ) 登記されていないことの証明書(成年被後見人又は被保佐人とする記載がないことの証明書)

(キ) 確定申告の際の提出書類一式の写し(直前決算2年間分)

(ク) 設置を希望する飲料自動販売機のカタログ

(ケ) 横浜市暴力団排除条例に基づく誓約書

(3) 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札の参加資格があると認められたものが、前述「2 入札参加者の資格」の各号のいずれかの資格を欠いたとき、または「4 (2) 申込に必要な書類」に虚偽の記載があったときは、当該入札の参加資格を喪失します。

5 質問書及び回答について

(1) 質問受付期間

令和6年10月25日(金)から11月1日(金)まで

受付時間 午前8時45分から午後5時まで

(正午から午後1時を除く)

(2) 質問提出方法

質問書を電子メールにより、次の送付先に送付してください。

質問の送付先：kd-nanbujiso@city.yokohama.lg.jp

※メールの件名は、【自販機設置事業者質問書】貴社名 としてください。

(3) 回答予定日

令和6年11月8日(金)までに、こども青少年局ホームページなどで回答いたします。再質問は認められません。

6 入札参加資格の確認等

上記4(2)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和6年11月29日(金)までに、申請者あて結果を書面で通知します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

7 入札の手続き等

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和6年12月3日(火) 午前11時から

場所 横浜市南部児童相談所 4階 会議室2

(横浜市港南区丸山台一丁目9番10号)

(2) 入札の方法等

ア 入札保証金

入札保証金は免除します。

イ 入札金額

入札金額は年額貸付料(消費税及び地方消費税相当額を除いた額)を記入してください。

ウ 入札方法

入札は本市指定の入札書を使用し、入札用封筒に入札書のみを入れ入札箱に投入してください。入札書の投入後、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることはできません。入札書は、物件ごとに別の用紙を使用してください。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 2に定める入札参加資格のない者が行った入札

イ 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札

ウ 最低貸付料を下回る入札

エ 同一物件について2通以上の入札をしたもの

オ その他入札要領において無効とするもの

(4) 落札者の決定方法

ア 入札書投入完了後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低貸付料以上の最高の金額をもって入札したものを落札者とします。

イ 開札の結果、落札となるべき同値の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。なお、当該入札者にくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

ウ 入札結果は、全ての入札を対象として、その場で次の内容を公表します。

(ア) 法人が行った入札：「商号」及び「入札金額」

(イ) 個人が行った入札：「個人であること（氏名の公表は行いません）」及び「入札金額」

エ 落札者、落札金額については、公式ウェブサイトにおいても公表します。

オ 再度入札は実施しません。

8 契約の手続等

(1) 契約条項

別添「公有財産賃貸借契約書」（標準契約書）を参照してください。

(2) 契約の締結及び方法

本市が指定する期日までに契約保証金を納付の上、公有財産賃貸借契約書の記名押印をもって契約を締結します。

ア 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

イ 契約者の名義は、入札者名義で行います。

9 販売機設置の手続等

契約締結後、借受人は令和7年2月1日から、設置場所で飲料自動販売機設置運営事業を開始できるよう、販売機設置のための準備を行っていただきます。

(1) 電気料金の専用子メーターの設置

借受人は貸付料のほかに、電気料金をお支払いいただきます。借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です（ただし、単独引込により給電を行う場合にはこのかぎりでない）。

(2) 販売機の設置

借受人は、令和7年2月1日に新設、営業開始できるように準備作業を行ってください。

入 札 要 領

第1条 入札希望者は、横浜市公告、公有財産賃貸借契約書（標準契約書）及び本要領を熟読の上、入札してください。

第2条 現物と公告数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を提出してください。

第4条 入札は所定の入札書により、封書にして入札日時に提出しなければなりません。

第5条 入札書には、入札者の所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）を記入の上、押印するものとし、また入札金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

第6条 提出済みの入札書は、その事由の如何に拘わらず、引換、変更又は取消しを行うことはできません。

第7条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者による入札
- 2 入札参加申込書を提出していないもの
- 3 郵送をもって入札書を送付してきたもの
- 4 所定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- 5 最低貸付料を下回る入札
- 6 同一の物件に対して 1 人で 2 通以上の入札をしたもの
- 7 入札書に所在及び名称（個人の場合、住所及び氏名）の記入及び押印のないもの
- 8 代理人による入札において、入札書に代理人の住所及び氏名の記入並びに押印のない入札
- 9 入札書の金額記入がないか、金額を訂正したもの
- 10 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則代 59 号）第 19 条に該当するもの
- 11 その他横浜市が入札書不完全と認めたもの

第8条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に出席しない場合には、横浜市の指定した者を立会わせて開札します。この場合、異議の申立はできません。

第9条 落札者は、最低貸付料（年額）以上の値で最高のものをもって決定します。ただし、落札者となる同値の入札が 2 人以上あるときは直ちにくじを引かせ落札者を決定します。

この場合入札者がくじを引かないときは、横浜市の指定した者にくじを引かせ落札者を決定し、異議の申立はできません。

第10条 落札者が横浜市の指定する日までに契約を締結しない場合には、落札者としての資格は失われ、次順位者が契約を締結する資格者となります。

第11条 本条に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 60 号）の定めるところにより処理します。

物 件 調 書

物件番号 06-17-001

所 在 地 (貸 付 場 所)	台数	貸付面積 (㎡)	最低貸付料 (円/税抜)
横浜市南部児童相談所 横浜市港南区丸山台一丁目9番10号 (南部児童相談所3階受付前)	1台	0.98㎡	37,200円

※ 南部児童相談所は、港南区に新築された庁舎へ令和6年7月16日に移転しました。

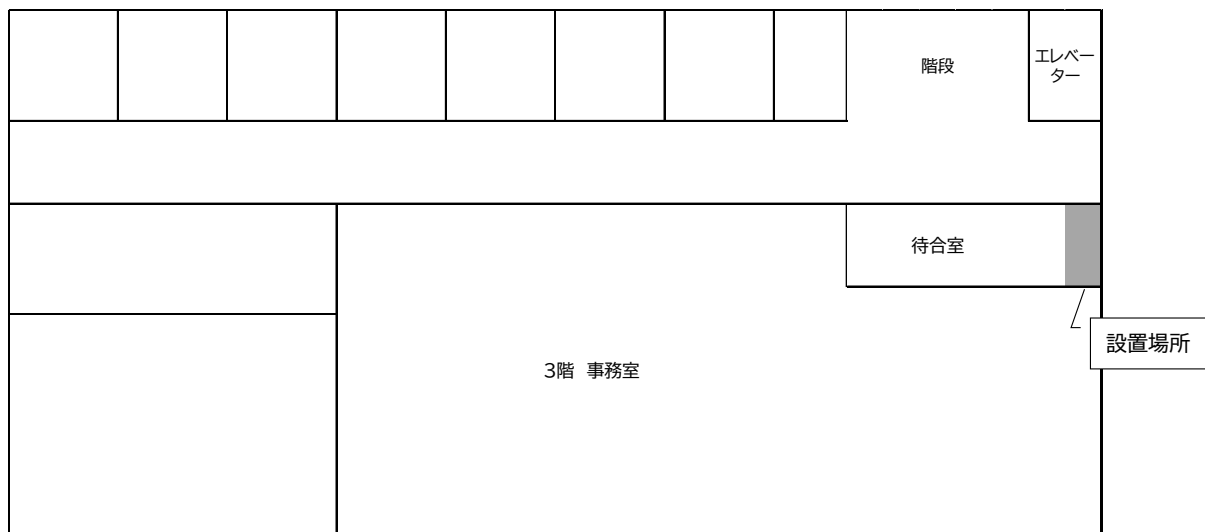
今回の物件は、移転後の新規設置となります。

【施設位置図（平面図）】



【自動販売機設置場所（平面図）】

南部児童相談所 3階



【自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項】

1 販売機の仕様

(1) 大きさ

設置面積（使用済み容器回収ボックス含む）は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、高さ 2 m以内、重量約 600kg 以下とすること。

(2) デザイン

- ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとすること。
- イ 施設の内装と調和するデザインとすること。

(3) 災害援助ベンダー

- ア 災害発生時に、貸付人が飲料の提供を必要と判断した場合には、借受人が所有する自動販売機内全ての飲料を無償で提供すること。
- イ 災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

(4) 販売品目の条件

- ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。
- イ 形態は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料水の販売とする。
カップ抽出式飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

(5) 利用者への配慮事項

- ア 新 500 円硬貨及び 1,000 円紙幣が使用できること。
- イ IC カード型電子マネーが使用できること。

(6) 環境対策

- ア 販売機は「ノンフロン対応機・ヒートポンプ機」とすること。
- イ 施設の休業日及び開業日の利用時間外については、タイマーによる電気調整を行い販売機の照明を消灯すること。

(7) 空容器の回収箱

- ア 使用済み容器の回収ボックスは、原則として自動販売機 1 台に 1 個程度の割合で貸付面積を超えない範囲で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮したものとする。
- イ 回収箱は、空容器の分別が可能なものとし、外側から容易に内容物を視認できる形状のもので、70L 程度のゴミ袋で対応可能なものとする。
- ウ 防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること

2 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

- ア 自動販売機の設置にあたっては、安全対策として J I S 規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。
- イ 電気料金を計測するための子メーター（計量法により検定したもので検定有効期間内のもの）を設置者の負担により設置すること。

(2) 管理運営

- ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：本「自動販売機の仕様及び管理運営上の遵守事項」巻末参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。
- ウ 自動販売機及び付帯電気設備の設置及び契約満了時の撤去に係る費用については、設置者の負担とする。なお、新たな電気工事を必要とするものについては、設置工事後、すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- エ 回収箱の空容器は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクル及び設置場所周辺の清掃を万全に行い、回収ボックスから使用済み容器が漏れたりすることがないように、適切な維持管理を行うこと。
- オ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- カ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- キ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することはできません。
- ク 貸付期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。

フルオペレーションの基本的な考え

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、随時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、365日体制で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます



- ・自動販売機への製品の補充
- ・現金の回収とつり銭の補充
- ・空き缶の回収
- ・自販機の清掃、周辺美化
- ・故障時の対応、点検に係わる業務